

# 現代日本語の使役文と受動文の 下位分類での統一性について

田 峻 哲

## 1 はじめに

現代日本語のヴォイスの表現には使役文と受動文が存在するが、両者はそれぞれ違った形態的特徴を有している。それゆえ多くの先行研究では両者をそれぞれ別のものとして位置づけており、両者を統一的に捉えようとした研究は稀である。本研究では生成文法の枠組みに基づき、現代日本語の使役文と受動文の下位分類を統一的に捉えてみることにする。

## 2 使役文の構文的特徴と下位分類

現代日本語の使役文に関しては、古くから埋め込み文による分析が採用されている。

(1) a. 花子が太郎に次郎を殴らせた。

b. [s2 花子が太郎に [s1 太郎が次郎を殴] らせた]

埋め込み文の主語である「太郎」と主文の与格名詞句「太郎」が同一名詞句であるため、ここでは埋め込み文での主語「太郎」が削除される。そして、埋め込み文での動詞「殴る」と主文の述語として働く使役の形態素「(さ)せる」が、一つのまとまりとして結合し、主文の動詞句として働く。すなわち、現代日本語における使役文は(1b)のような埋め込み文の構造から同一名詞句削除規則と述語繰上げ規則(両規則の詳細に関しては柴谷(1978)を参照されたい)が働くことによって派生すると考えられた。そして、現代日本語の使役文が埋め込み文の構造から派生されるという説に関しては、もはや議論の余地がなく、既に定説として幅広く認められている。しかし、構文的特徴の面から時々話題になって取り上げられるのが次のような二つの使役文である。

- (2) a. 太郎が次郎を走らせた。  
 b. 太郎が次郎に走らせた。

(2) a と b は両者とも「次郎が走った」という同一の自動詞文から派生すると考えられる使役文である。両者は基本的には同一の事象を表している。しかし、構文的特徴の面からみると、両者の間には相違が認められる。前者には埋め込み文の主語である「次郎」に目的格が与えられているのに対して、後者にはそれに対して与格が与えられている。したがって、一般には両者をそれぞれ「を」使役文と「に」使役文と呼んでいる。

「を」使役文と「に」使役文の分析に関しては、両者の構文的特徴及び意味的特徴を考慮した上での様々な議論（「を」使役文には主文に直接働きかけを受ける目的語を立て、「に」使役文には主文に目的語を立てないことにより、間接的働きかけを表そうとする提案もある：柴谷（1978））が出されているが、井上（1973）では次のような分析が行われている。

- (3) a. [s2 太郎が次郎を [s1 次郎が走] らせた]  
 b. [s2 太郎が次郎に [s1 次郎が走] らせた]

(3) のような基底構造から、同一名詞句削除規則と述語繰上げ規則が働くことにより、(2) のいわゆる「を」使役文と「に」使役文が派生すると考えている。

以上、大まかではあるが先行研究の観点から、現代日本語の使役文の構文的特徴と下位分類について考察してみた。それをまとめてみると表 1) のように表すことができる。

表 1) 使役文の構文的特徴と下位分類

使役文	構文的特徴	下位分類
	埋め込み文	「を」使役文 「に」使役文

### 3 受動文の構文的特徴と下位分類

現代日本語の受動文やはり意味の特徴及び構文の特徴によって様々な下位分類がなされている。そして、その中でも代表的なのが次のような二つの受動文である。

- (4) a. 次郎が太郎に殴られた。
- b. 花子が母親に死なれた。

(4a) にはそれ全体に対応する能動文「太郎が次郎を殴った」が存在するが、(4b) にはそれ全体に対応する能動文は存在せず、その代わり主語の「花子」を取り除いた部分にだけ対応する能動文「母親が死んだ」が存在する。一般には (4a) のような受動文を直接受動文と呼び、(4b) のような受動文を間接受動文と呼んでいる。そして、現代日本語の間接受動文（とりわけ自動詞文からなる間接受動文）はその意味の特徴及び構文の特徴が他の言語にはなかなか見当たらないことから特有な受動文として様々な研究が行われている。

一方、生成文法の分野では上記の直接・間接受動文の分析をめぐって、古くから議論が二つに分かれている。いわゆる画一理論と非画一理論の立場である。両立場の間には共通点も見られるが、それは (4b) のような間接受動文が使役文と同様の埋め込み文の構造から派生するという考え方である。例えば、(4b) は次のように分析される。

- (5) [s2 花子が [s1 母親に死] なれた]

埋め込み文「母親が死んだ」に述語繰上げ規則と格標識規則が適用され、埋め込み文の主語に与格が、主文の主語に主格が与えられて派生するものと考えられている。しかし、両立場においての議論の焦点になっているのは、直接受動文への分析についてである。まず、画一理論の立場ではそれに対して間接受動文と同様の埋め込み文分析を採用している。

- (6) [s2 次郎が [s1 太郎に次郎を殴] られた]

すなわち、直接受動文も間接受動文と同様、埋め込み文に述語繰上げ規則と格標識規則が適用され、埋め込み文の主語には与格が、主文の主語には主格が与えられて表

層文 (4a) が導かれるが、しかし、ここでは主文の主語と埋め込み文の目的語が同一の指示対象を表していることから、後者に同一名詞句削除規則が働くと考えられている。一方、非画一理論の立場ではそれに対して、直接受動文は間接受動文の派生過程とは違って対応する能動文「太郎が次郎を殴った」に単純受動規則が適用されて派生するものと考えていた。

このように、生成文法の分野では現在に至るまで現代日本語における直接受動文への分析をめぐる議論が絶えず続いている。そして、最近はどうやら非画一理論の立場の方がよりあつち支持をうけており、定説のようにになっているが、その理由の一つとして挙げられるのは、Miyagawa (1989) の移動分析である。移動分析とはそもそも英語などでの受動文への分析に一般的に使われる分析方法であるが、Miyagawa は数量詞遊離の現象に基づいて、現代日本語の直接受動文 (及び能格文) にも、必ず NP の移動が関与しているという証拠を提出しているからだ。すなわち、現代日本語の直接受動文においても英語などの受動文と同様の移動分析が成立するという議論を提出しているからだ。そして、画一理論の立場が否定されているもう一つの理由として挙げられるのは、現代日本語の言語生活の中には、(6) のような埋め込み文構造をしている直接受動文の表層文がなかなか見当たらず、画一理論の立場での主張がなかなか実証できなかったからだと思う。

しかし、本研究では画一理論の立場から論を進めていくことにする。現代日本語の直接受動文も間接受動文と同様の埋め込み文構造から派生するという説に基づいて論を進めていく。その前に欠くことの出来ないのが非画一理論の否定である。したがって、次は Miyagawa の主張する日本語における移動分析について概観し、それが英語の移動分析と同様の根拠を持ち、またそのまま適用できるかについてももう少し検討することにする。

### 3-1 Miyagawa の移動分析と外池のゼロ代名詞主語仮説

Miyagawa (1989) は遊離数量詞とそれが修飾する名詞句とが満たさなければならない条件に基づき、現代日本語の直接受動文及び能格文には必ず NP の移動が関与しているという証拠を提出している。まず、Miyagawa は NP が遊離数量詞 NQ と関係を結ぶための条件として次のような原則を仮定する。

(7) NP が NQ と関係を結ぶためには、両者の間に「相互 c-統御 (mutual c-command)」の関係が成立しなければならない。

- (8) a. 友達 *i* が三人 *i* [vp 新宿で金先生に会った]  
 b. \*友達 *i* が [vp 新宿で三人 *i* 金先生に会った]

(8a) では NP「友達」と NQ「三人」の間には相互 c-統御の関係が成立するが、(8b) では、それが成立しない。したがって、「友達」と「三人」は関係を結べない。ところが、直接受動文及び能格文と呼ばれる一定の種類 of 自動詞文は、次のように NQ が VP 内に現れてもそれが主語と関係を結べる。

- (9) a. 友達 *i* が [vp 金先生に三人 *i* 殴られた]  
 b. 友達 *i* が [vp 川に三人 *i* 落ちた]

Miyagawa は直接受動文及び能格文の主語 NP は移動によって目的語の位置からその痕跡を残して移動したものと考えるなら、(10) に示されるように NP と痕跡との間に相互 c-統御の関係が成り立ち (7) によってその文法性が説明できると主張している。

- (10) a. 友達 *i* が [vp 金先生に **t<sub>i</sub>** 三人 *i* 殴られた]  
 b. 友達 *i* が [vp 川に **t<sub>i</sub>** 三人 *i* 落ちた]

一方、このような Miyagawa の分析に対して外池は画一理論の立場から「ゼロ代名詞主語仮説 (詳細は外池 (1991) を参照されたい)」に基づき、(9) を次のように分析している。

- (11) a. 友達 *i* が [s 金先生に **pro<sub>i</sub>** 三人 *i* 殴られた]  
 b. 友達 *i* が [s 川に **pro<sub>i</sub>** 三人 *i* 落ちた]

移動分析を想定しなくても「殴る」の目的語の位置にゼロ代名詞の *pro* が与えられれば、(7) によって同様の説明ができる。*pro* と NQ「三人」は互いに c-統御していることから両者は関係を結べる。そして *pro* は主文の主語「友達」によって束縛されていることから「三人」は結果的には「友達」を修飾しているというのが外池の考え方である。

以上、Miyagawa の移動分析と外池のゼロ代名詞主語仮説を用いた埋め込み文分析に

ついて概観してみたが、結局、現代日本語の直接受動文は移動分析と埋め込み文分析の間で、どちらかの選択を迫るものではなかった。どちらの分析も(9)の事実については充分説明が出来るからである。

### 3-2 移動分析

英語の受動文には日本語で言う間接受動文は存在せず、対応する能動文の存在する直接受動文だけが存在する。そして、それに対して一般には移動分析が採用されている。なお、移動分析には「投射原理」と「格フィルター」という根拠のある理論が用いられている。

- (12) a. America was attacked by terrorist forces.
- b. [e] was attacked **America** by terrorist forces. 「基底構造」
- c. **America** was attacked by terrorist forces. 「表層構造」

- (13) 投射原理 (Projection Principle)  
      「全ての表示は辞書の性質の投射でなければならない」

- (14) 格フィルター (Case Filter)  
      「発音される全ての名詞句は、格を伴ってなければならない」

「attack」という動詞は他動詞で、その辞書の性質として何らかの目的語を持つように指定されている。その指定は「attack」が現れる全ての表示においても満たさなければならないということを定めたのが投射原理である。この原理により表示の一つである(12b)の基底構造でも「attack」の辞書の性質が維持され、目的語「America」を持たなければならないのだ。しかし、(12b)のままでは文法的な英語の文ではない。これは(14)の格フィルターによって説明される。「attack」という動詞は通常はその目的語に目的格を与えるが「attacked」という過去分詞になると形容詞相当になって、格を付与する能力を失うとされる。そのため「12b」では「America」に何の格も与えられず、格フィルターによって排除される。しかし、(12c)のように空の主語の位置に「America」が移動すれば、その場合にのみ文法的な文が生じる。「America」が移動した後には、「t」で示される痕跡が残される。痕跡が残らなければならないのはやはり投射原理の要請による。このようにして得られた表示(12c)が(12a)の表層構造で

ある。

さて、本研究において問題に取り上げたいのは、現代日本語の直接受動文への移動分析である。すなわち、現代日本語の移動分析にも英語におけるような移動分析と同様の根拠が見いだせるかどうかということである。次の例を参照されたい。

- (15) a. 次郎が太郎に殴られた。
- b. [e]太郎に次郎を殴られた。「基底構造」
- c. 次郎が太郎に~~t~~殴られた。「表層構造」

(15)を見た限りでは、現代日本語の直接受動文にも英語の受動文と同様の(13)と(14)が成立しており、したがって、移動分析の根拠が充分見出せるかのように見える。しかし、次の例を参照されたい。

- (16) 花子が太郎に次郎を殴られた。

いわゆる、対応する能動文の存在しない間接受動文である。間接受動文での受動動詞は一般に格を与える能力を失わないとされている。すなわち、受動動詞「殴られ」は通常の通り、目的語「次郎」に目的格を与えている。ここで疑問点であるが、どうして同一の動詞に同一の受動の形態素「-られ-」が加わるだけなのに、直接受動文（格を与える能力を失う）と間接受動文（格を与える能力を失わない）での受動動詞の働きがそれぞれ違ってくるのであろう。もし、直接受動文での受動動詞も格を与える能力を失わないということが証明さえすれば、現代日本語における移動分析はその根拠の妥当性を失うことになり、なお、現代日本語の移動分析がその根拠の妥当性を失うというのは、同時に画一理論の根拠の妥当性をより高める結果になるが、今までの先行研究においては、その実証的な検証がなかなか出来なかったようである。しかし、次の例を参照されたい。

- (17) a. そんな瞳で僕を見つめられると、[君を探してた/Chemistry]
- b. そんな瞳で僕を見つめると、
- c. そんな瞳で僕が見つめられると、

(17a) は主語と与格で示されるべき動作主が省略されてはいるが、構文的には間接

受動文と同じような特徴を見せている。受動動詞「見つめられ」は格を与える能力を喪失せず、通常通り目的語「僕」に目的格を与えているからである。したがって、(17)を間接受動文と名付けられるかという点と必ずしも一致しない。何故ならば、受動動詞「見つめられ」は他動詞「見つめる」から派生したものであり、なお、文の意味解釈からも分かるように、(17a)は(17b)の能動文から派生したものと考えられるからだ。すなわち、(17a)は対応する能動文(17b)の存在する受動文であることから直接受動文とも言える結果になるのだ。直接受動文が格を与える能力を失っていないというのはどういうことであろう。それは現代日本語の直接受動文における移動分析に何らかの欠陥があるということを示唆するのではなからうか。もし、現代日本語の移動分析が欠陥のない定説であるとすれば、まず(17b)の能動文から派生すべき受動文は(17c)のような直接受動文だけが存在するはずだが、実際はそうでないことを(17a)の例は示している。では、(17a)はどのように分析されるのであろう。(17a)は主語の指示対象が省略されている。しかし、文の意味解釈からも読み取れるように、その省略されている主語の指示対象は、目的語「僕」と同一の指示対象であることが判明できる。すなわち、省略されている主語と目的語「僕」は同一名詞句であることが分かる。したがって、(17a)は次のように分析することが出来る。

(18) [s2 そんな瞳で僕 i が [s1 (誰かに) 僕 i を見つめ] られる]

(18)は正に画一理論の立場で古くから提案してきた現代日本語の直接受動文への分析と同様の基底構造、すなわち埋め込み文構造を見せている。

以上、実例をもって現代日本語の直接受動文が間接受動文と同様の埋め込み文構造から派生するという画一理論の根拠について考察してみた。したがって、本研究では上記の根拠を持って画一理論の立場から論を進めていく。しかし、現代日本語の受動文が全て埋め込み文構造であるとするならば、今まで対応する能動文の有無によって二つに分かれてきた直接受動文と間接受動文といった定義はその存在の必然性がなくなることになる。何故ならば、直接受動文にも実は真(基底構造)の対応する能動文が存在しないからである。もしその定義の存在の必然性が認められるとしても、対応する能動文の有無による下位分類は矛盾があり、新たな定義での下位分類が必要とされる。何故ならば、能動文(17b)に対応する直接受動文は(17) a と c のように二つも存在してしまうからだ。したがって、本研究では同一名詞句削除規則が働くか働かないかによってその分類を行うことにする。(17c)のように同一名詞句削除規則が働く受動文



を直接受動文と呼び、(17a) のように同一名詞句削除規則が働かない受動文を間接受動文と呼ぶことにする。そして、以上のことをまとめると表 2) のように表すことが出来る。

表 2) 受動文の構文的特徴と下位分類

受動文	構文的特徴	下位分類
	埋め込み文	直接受動文

さて、現代日本語の受動文が全て埋め込み文構造であるとすれば、それは既に埋め込み文による分析が採用されている使役文とも構文的には同一であることになる。そして表 1) と 2) から分かるように両者はそれぞれ「を」・「に」使役文と直接・間接受動文とに下位分類がなされている。これは両者の間には単なる構文的同一性だけではなく下位分類の間にも何らかの関連性が認められる可能性を示唆するのだが、今までの先行研究ではその両者の下位分類での関連性について明らかにした研究はなかなか見当たらない。したがって、本研究をもってその関連性についての考察を試みることにするが、その前に 4 では意味的特徴の面からは、両者の間にどのような関連性が認められるかについて考察してみることにする。

#### 4 意味的連続性

ここでは使役文と受動文の構文的同一性を前提に意味的特徴の面からは両者の間にどのような関連性が認められるかについて考察してみる。特に両者に加わる新たな関与者に注目し、それと能動文（以下基本文と呼ぶ）の関与者との間にはどのような関連性がみとめられるかについて考察してみたい。まず、他動詞文からなる使役文と受動文から見てみよう。

- (19) a. 花子が太郎に次郎を殴らせた。「使役」
- b. 太郎が次郎を殴った。      「基本」
- c. 母親が太郎に次郎を殴られた。「受動」

(19) a と c はそれぞれ (19) b) の基本文（他動詞文）から派生すると考えられる使

役文と受動文である。この時両者には基本文には存在しない新たな関与者「花子」・「母親」が加わる。その新たな関与者と基本文の関与者「太郎」・「次郎」との意味役割での相関関係に注目されたい。一般には使役文の主語は「使役主体」、そして受動文の主語は「迷惑の受け手」といったそれぞれの意味役割を担うとされている。すなわち、(19)の場合使役文での新たな関与者「花子」は基本文の主語「太郎」への使役主体として、一方、受動文での新たな関与者「母親」は基本文の目的語「次郎」からの「迷惑の受け手」としてその意味役割を果たしていることが分かる。言い換えると、他動詞文からなる使役文の主語はその基本文の主語と、受動文の主語はその基本文の目的語とそれぞれの意味役割で関係を結んでいるということが言える。基本文の関与者は既にその文の中で、何らかの意味役割(19bの場合「太郎」と「次郎」はそれぞれ動作主と対象といった意味役割で関係を結んでいる)で関係を結んでいることから、現代日本語における使役文と基本文、受動文は関与者同士の意味役割の相関関係という観点からみると、それぞれは別のカテゴリーに存在するのではなく一つの線上にある連続であることが言える。(19)の場合、「姉である花子の命令に従い、太郎が次郎を殴った。そして、太郎に殴られた次郎は何らかの被害もしくは影響を受けるが、それが次郎にだけとどまらず、母親にまで及んだ」とでも解釈することができる。次は、自動詞文からなる使役文と受動文を見てみよう。

- (20) a. 太郎が次郎を/に行かせた。「使役」  
b. 次郎が行った。「基本」  
c. 花子が次郎に行かれた。「受動」

やはり、使役文と受動文の両者に加わる新たな関与者「太郎」・「花子」と基本文の関与者「次郎」との意味役割での相関関係に注目されたい。しかし、自動詞文には一般的に関与者が一個しか存在しない。すなわち、(20) a と c の両者に加わる新たな関与者「太郎」と「花子」は両方とも基本文の関与者「次郎」と関係を結んでおり、それぞれ「使役主体」と「迷惑の受け手」といった意味役割を果たしていることが分かる。言い換えると、自動詞文からなる使役文と受動文の主語は両方とも基本文の主語とそれぞれの意味役割で関係を結んでいるということが言える。

以上、意味的特徴の面から現代日本語の使役文と受動文の関連性について考察を試みたが、両者の間には連続性が認められた。すなわち、使役文から基本文へ、そして、基本文から受動文へといった一つの線上にある連続であることが言えるであろう。

表3) 使役・基本・受動文における関与者の意味役割での相関関係

使役文		基本文 (他動詞)		受動文
主語	→	主語	目的語	→ 主語
使役文		基本文 (自動詞)		受動文
主語	→	主語	→	主語

## 5 下位分類での統一性

ここでは2・3・4の構文的同一性と意味的連続性を前提にして、現代日本語の使役文と受動文における下位分類での統一性について考察してみることにする。

まず、他動詞文からなる使役文と受動文の下位分類からみていきたい。

- (21) a. [s2NP1・2・3・4・・・ + [s1NP1にNP2をVt] (さ) せた] 「使役」  
 b. [s1NP1がNP2をVtた] 「基本」  
 c. [s2NP1・2・3・4・・・ + [s1NP1にNP2をVt] (ら) れた] 「受動」

(21) a と c はそれぞれ (21b) の基本文から派生すると考えられる使役文と受動文の一般的な基底構造である。この時、両者にはそれぞれ使役主体と迷惑の受け手といった意味役割を担う新たな関与者が加わることになる。そして、その新たな関与者については、少なくとも①から③のように三つのパターンに分けてその範囲を考えることが出来る。

- ① S2の主語 (新たな関与者) = S1の主語

- (22) a. [s2 太郎 i が [s1 太郎 (自分) i に次郎を殴] らせた]  
 b. [s1 太郎が次郎を殴った]  
 c. [s2 太郎 i が [s1 太郎 (自分) i に次郎を殴] られた]

まず、①のパターンである。使役文と受動文に加わる新たな関与者「太郎」が、埋め込み文の主語「太郎」と一致する場合である。しかし、この場合、両者は現代日本語の言語生活の中では、表層文としてその姿を表さないのが普通のようなものである(魔術にかけられたりした場合に限っては照応形束縛原理が働き成立しないこともないが、そ

の場合の新たな関与者と基本文の主語は別の人格を持つ別人として解釈すべきであろう)。それは、同一の事象を表す基本文が既に存在するからだと考えられる。

② S2の主語(新たな関与者) = S1の目的語

(23) a. [s2 次郎 i が [s1 太郎に次郎(自分) i を殴] らせた]

b. [s1 太郎が次郎を殴った]

c. [s2 次郎 i が [s1 太郎に次郎 i を殴] られた]

次は使役文と受動文に加わる新たな関与者「次郎」が、埋め込み文の目的語「次郎」と一致する場合である。この場合、両者にはそれぞれ照応形束縛原理と同一名詞句削除規則が働き、使役文といわゆる直接受動文といった形でその姿を表すのが一般のようである。

③ S2の主語(新たな関与者) ≠ S1の関与者

(24) a. [s2 花子が [s1 太郎に次郎を殴] らせた]

b. [s1 太郎が次郎を殴った]

c. [s2 花子が [s1 太郎に次郎を殴] られた]

使役文と受動文に加わる新たな関与者と基本文の関与者が一致しない場合である。この場合やはり両者は使役文といわゆる間接受動文といった形でその姿を表すと考えられる。

さて、4では現代日本語の使役文と基本文、そして、基本文と受動文における関与者同士の意味役割での相関関係について考察した。表3)からも分かるように他動詞文からなる使役文の新たな関与者は基本文の主語と、受動文の新たな関与者は基本文の目的語とそれぞれの意味役割で関係を結んでいることが分かった。とすると、(23c)の受動文、新たな関与者と基本文の目的語が一致する場合の受動文に対して一般には直接受動文と名付けていることから、(22a)の使役文、新たな関与者と基本文の主語が一致する場合の使役文に対しても、それに準じて名前をつけることが出来る。したがって、本研究では直接使役文と呼ぶことにする。しかしいわゆる直接使役文は現代日本語の言語生活の中ではその姿を表さないが、それは同一の事象を表す基本文(22b)

が既に存在するからだと考えられる。

一方、(24c) の受動文、新たな関与者と基本文の目的語が一致しない場合の受動文に対して、一般には間接受動文と名付けていることから、(22c) に対しても同じ条件を満たしていることから間接受動文と呼ぶことが出来る。しかし、(22c) やはり現代日本語の生活の中ではその姿を表さない。そして、(23a) と (24a) の使役文、新たな関与者と基本文の主語が一致しない場合の使役文に対しても、それに準じて名前をつけることが出来る。本研究では間接受動文と呼ぶことにする。

以上の考察をまとめてみると表 4) のように表すことが出来る。すなわち、他動詞文からなる現代日本語の受動文の下位分類には直接間接受動文が存在するのに対して、使役文には直接使役文は存在せず、間接受動文だけが存在するといえる。

表 4) 他動詞文からなる使役と受動の下位分類

使役文	基本文	受動文
間接受動文	他動詞文	直接受動文
		間接受動文

次は自動詞文からなる使役文と受動文の下位分類について考察していきたい。

- (25) a. [s2NP 1・2・3・4・・・ + [s1NP1 を/に Vi] (さ) せた] 「使役」  
 b. [s1NP1 が Vi た] 「基本」  
 c. [s2NP 1・2・3・4・・・ + [s1NP1 に Vi] (ら) れた] 「受動」

(25) a と c はそれぞれ (25b) の基本文から派生すると考えられる使役文と受動文の一般的な基底構造である。この時、やはり両者にはそれぞれ使役主体と迷惑の受け手といった意味役割を担う新たな関与者が加わることになる。そして、その新たな関与者については、少なくとも①から②のように二つのパタンに分けてその範囲を考えることが出来る。

- ① S2 の主語 (新たな関与者) = S1 の主語

- (26) a. [s2 次郎 i が [s1 次郎 i を/に行] かせた]

- b. [s1 次郎が行った]  
 c. [s2 次郎 i が [s1 次郎 i に行] かれた]

(26) a と c に加わる新たな関与者「次郎」と埋め込み文の主語が一致する場合である。この場合やはり両者は現代日本語の言語生活の中ではその姿を表さないのが普通のようなのである。それは同一の事象を表す基本文(26b)が存在するからだと考えられる。

② S2 の主語 (新たな関与者) ≠ S1 の関与者

- (27) a. [s2 太郎が [s1 次郎を/に行] かせた]  
 b. [s1 次郎が行った]  
 c. [s2 太郎が [s1 次郎に行] かれた]

(27) a と c に加わる新たな関与者と基本文の関与者が一致しない場合で、この場合両者はいわゆる「を」・「に」使役文と間接受動文といった形でその姿を表すのが一般のようだ。

さて、表 3) から分かるように自動詞文からなる現代日本語の使役文と受動文の新たな関与者は、両者とも基本文の主語とそれぞれの意味役割で関係を結んでいる。とすると、(27c) の受動文、新たな関与者と基本文の主語が一致しない場合の受動文に対して一般には間接受動文と名付けていることから、(27a) の「を」・「に」使役文に対してもそれに準じて間接受役文と名づけることができそうである。しかし、これらの「を」・「に」使役文は更に次のように分析することが出来る。

- (28) a. [s2 太郎 i が太郎 i に [s1 次郎を行] かせた]  
 b. [s2 太郎が次郎 i に [s1 次郎 i を行] かせた]

すなわち、井上 (1973) では「を」・「に」使役文両者の主文の中に埋め込み文の主語と同一名詞句をそれぞれ直接目的語と間接目的語として立てているが、しかし、そう考えなくても、(28)のように「を」使役文の主文の中には主文の主語「太郎」と同一名詞句を間接目的語として立て、「に」使役文の主文の中には埋め込み文の主語「次郎」と同一名詞句を間接目的語として立てれば、同一名詞句削除規則と述語繰上げ規則、格標識規則により、同様の説明が充分可能となる。なお、これらの規則は受動文の派生過程において働く規則とも一致する。更に、(28) a と c は新たな関与者「太郎」

と同一の名詞句が削除されるかされないかという点で直接・間接受動文の構文的特徴と共通点が認められる。すなわち、(28a) は新たな関与者「太郎」と同一名詞句が削除されるという点で直接受動文と共通しており、(28b) は新たな関与者「太郎」と同一名詞句が削除されないという点で間接受動文と共通している。したがって、本研究では両者をそれぞれ直接使役文と間接使役文と呼ぶことにする。

以上の考察をまとめてみると表5) のように表すことが出来る。すなわち、自動詞文からなる現代日本語の使役文の下位分類にはいわゆる直接使役文と間接使役文とが存在するが、受動文には直接受動文は存在せず、間接受動文だけが存在するということが言えるだろう。

表5) 自動詞文からなる使役と受動の下位分類

使役文	基本文	受動文
間接使役文（「に」使役）	自動詞文	間接受動文
直接使役文（「を」使役）		

## 6 所有使役文と所有受動文

以上、現代日本語の使役文と受動文の構文的同一性及び意味的連続性を前提に両者における下位分類を考察してみた。その結果、両者の間には表6) のような統一性が認められた。

表6) 基本文からなる使役と受動の下位分類

使役文	基本文	受動文
間接使役文	他動詞文	直接受動文
		間接受動文
間接使役文	自動詞文	間接受動文
直接使役文		

ここでは上記の統一性に関わるとみられるもう一つの現象について考察してみる。

現代日本語の間接受動文に関しては、意味的特徴もしくは構文的特徴により更に下位分類される。その代表的なのは次のようなものである。

(29) a. 次郎が太郎にお尻を蹴られた。

b. [s2 次郎 i が [s1 太郎に 次郎 i のお尻を蹴] られた]

他動詞文からなる間接受動文でいわゆる所有受動文と呼ばれるものである。一方、使役文にも(29)と同様の構文的特徴を有する使役文が存在することを次の例は示している。

(30) a. 次郎が目を輝かせた。

b. [s2 次郎 i が 次郎 i に [s1 次郎 i の目を輝] かせた]

(29)と(30)は共に埋め込み文の所有格名詞句が削除されるという点で構文的同一性が認められる。したがって、(30)を所有使役文と呼ぶことが出来る。すなわち、現代日本語の所有受動文は他動詞文からなる間接受動文から導かれるのに対し、所有使役文は自動詞文からなる直接使役文から導くことが出来るのだ。

## 7 おわりに

以上の考察をまとめてみることにする。

- 一、今までは説明上の便宜的方策に過ぎなかった画一理論の実証的な検証により、現代日本語の使役文と受動文の間には構文的同一性（両者、埋め込み文）が認められた。
- 二、関与者同士の意味役割での相関関係の検討により、現代日本語の使役文と受動文の間には意味的連続性が認められた。すなわち、使役文から基本文へ、基本文から受動文へとといった一つの線上にある動作の連続であることが分かった。
- 三、一と二の構文的同一性と意味的連続性を前提に現代日本語の使役文と受動文の下位分類を考察してみた結果、表7)のような統一性が認められた。



表 7) 使役文と受動文の下位分類での統一性

使役文	基本文	受動文
間接使役文	他動詞文	直接受動文
		所有受動文
		間接受動文
間接使役文	自動詞文	間接受動文
所有使役文		
直接使役文		

すなわち、現代日本語の使役文と受動文は同様の根拠を持って、直接使役と直接受動とに、間接使役と間接受動とに、所有使役と所有受動とに下位分類できることが言える。一方、上記のような下位分類での統一性は一と二を前提として得られた結果ではあるが、同時に一と二を支える一つの根拠にもなれる。何故ならば、一と二の成立がなければ、7) の統一性は得られないからである。したがって、ここでは現代日本語の使役文と受動文における構文的同一性（とりわけ画一理論）と意味的連続性を支える一つの根拠として、両者の下位分類での統一性を提示しておきたい。

### 参考文献

- 井上 和子 1976 『変形文法と日本語・上』(大修館)  
 1999 『生成言語学入門』(大修館)
- 柴谷 方良 1978 『日本語の分析』(大修館)
- 久野 暉 1983 『新日本文法研究』(大修館)
- 鷲尾 龍一 1993 「比較文法論を試み～ヴォイスの問題を中心に～」  
 『ヴォイスに関する比較言語学的研究』(三修社)
- 早津恵美子 1999 「いわゆる「ヲ使役」「ニ使役」についての諸論考をめぐって」  
 『語学研究所論集』4号(東京外国語大学語学研究所)
- 寺村 秀夫 1982 『日本語のシンタクスと意味 I』(くろしお出版)
- 外池 滋生 1991 「日本語の受身文と相互文」『日本語のヴォイスと他動性』(くろしお出版)
- Miyagawa, Shigeru. 1989 Structure and Case Marking in Japanese (Syntax and Semantics 22), Academic Press.
- Kuroda, Shige-Yuki. 1979 "On Japanese Passives," Explorations in Linguistics, Kenkyusha
- Howard, Irwin and Agnes Niyekawa-Howard. 1976 "Semantics of the Japanese passive," Japanese Generative Grammar, Academic Press.